

2016年3月18日

エコマーク商品類型 No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.0」、No.132
「トナーカートリッジ Version2.0」および No.142「インクカートリッジ
Version2.0」認定基準の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の概要

2014年5月1日に制定した No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.0」認定基準は、ドイツブルーエンジェル RAL-UZ171 と整合を図って基準項目を設定したが、A3+を超える機器(大判形式、以下「大判機」という)については、当該商品類型の該当する基準項目を全て満足する場合には、これらの機器もエコマークの申請を可としていた(エコマーク独自で対象)。これは前身の No.117「複写機 Version2」、No.122「プリンタ Version2」で大判機を対象としていたことに由来する。大判機の TVOC 等の基準項目については、No.117、122 基準では測定結果の報告をすることを要件としていたが、機器により TVOC 量の放散が大きいものもあったため、No.155 基準では基準値を設けることとした。基準値は大判機特有の使用条件が明らかでないため RAL-UZ171 による標準形式の基準値を準用した。ただし、解説に記載のある通り、大判機における基準値と試験方法に関しては、No.117、122 の有効期限までに、リスク評価の概念、および使用実績等の統計データ、ブルーエンジェル基準との相関等が考慮された妥当な提案があった場合には、基準を部分的に改定することも含め再度検討することとしていた。

この度、ブルーエンジェル RAL-UZ171 の基準値設定の考え方をベースに、業界団体・事業者から大判機の使用状況の調査結果と基準案の提案があったため、検討の結果、部分的な改定を実施し大判機の基準値を追加することとした。

なお、この部分的な改定に対応して、対応するカートリッジの認定基準(No.132「トナーカートリッジ Version2.0」、No.142「インクカートリッジ Version2.0」)についても同様に部分改定を実施する。また、No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.0」については、TVOC、騒音に関する試験方法の補足、一部文言の修正も併せて行うこととした。

本大判機の基準設定にあたりデータの収集やモデルルームの設定に関して多大なる協力とご助言をいただいた一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会および加盟事業者に感謝の意を表したい。

2. 部分改定について

1) 部分改定を実施するエコマーク商品類型

No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.0」

No.132「トナーカートリッジ Version2.0」(A.新品、B.再生)

No.142「インクカートリッジ Version2.0」(A.新品、B.再生)

2) 改定日：2016年4月1日

3) 部分改定のポイント (赤線部分を追加、見え消し部分を削除)

①TVOC 等に関する大判機の基準値の設定について

ブルーエンジェル RAL-UZ171 の基準値設定の考え方をベースに、業界団体・事業者で行われた大判機の使用状況の調査結果を参考に、部屋の容積(モデルルームの大きさ)や条件を設定した。RAL-UZ171 では、各物質について目標とする空気中の濃度をもとに、次式(算定式)を用いて基準値が設定されている。

$$\text{基準値} = \frac{C \times V \times n}{F} \times \frac{1}{1000}$$

C：目標とする空気中の濃度 [$\mu\text{g}/\text{m}^3$]

V：想定使用条件_部屋の容積 [m^3]

n：想定使用条件_部屋の換気率 [h^{-1}]

F：想定使用条件_機器の稼働率 [-] (待機時は 1 とする)

大判機については、機器の平均的なサイズから、プリントに必要な最小限の部屋の容積を設定した。容積の設定要件としては、日本では労働安全衛生規則の第 600 条では「労働者一人について、10 立方メートル以上としなければならない」と規定されている他には規定がないため、一般住宅等で用いられる建築基準法施行令を参考に、最も厳しい条件として最低限の部屋の高さ(2.1m)および換気率(0.5 h^{-1})を決定した。また、部屋の面積は、機器の平均的な設置サイズ、作業机および通路等の最低限の作業スペースを想定して 2 区分に設定した。機器の稼働率は、各社の半年から 2 年程度の実使用データをもとに最も厳しい条件を用いて、稼働時間(1 カ月 20 日、1 日あたり 8 時間)で除して設定した。標準形式の機器ではモノクロ/カラーの機器の稼働率が異なるが、大判機では違いがみられないため、モノクロ/カラーとも 0.05 と設定した。基準設定に用いた想定使用条件を下表に示す。大判機の基準値は、これらの数値を用いて RAL-UZ171 の算定式により決定した。

表. 想定使用条件

最大印字幅	部屋の容積 V [m^3]	部屋の換気率 n [h^{-1}]	機器の稼働率 F[-] モノクロ/カラー
A3+以下 (RAL-UZ171 で規定しているもの)	17.4	0.5	0.1 / 0.05
A2 以上 A0+以下	39.2	0.5	0.05 / 0.05
A0+超	55.3	0.5	0.05 / 0.05

【具体的な改定箇所】(赤線部分を追加、見え消し部分を削除)

●No.155 「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.0」

(19) 電子写真方式の機器は、RAL-UZ171 に規定する測定方法により得られた値が、モノクロ機器の動作中、およびカラー機器のモノクロ動作中およびカラー動作中の有害物質の放散について表 3 を満たすこと。なお、大判形式に対応する機器の測定は表 3-1 に従うこと。

カラー機器でカラー動作時における放散速度がモノクロ基準値を満たす場合には、白黒動作時の測定を省略することができる。なお、2014 年 4 月以前に測定を実施した機器については、ブルーエンジェル RAL-UZ122 に従った試験結果も認めるものとする。

表 3. TVOC 等の放散に関する基準

			放散速度 (mg/h)			
			A3+以下*		A2 以上 A0+以下*	A0+超*
			モノクロ	カラー	モノクロ カラー	モノクロ カラー
待機時	TVOC	卓上型	≤ 1.0	≤ 1.0	≤ 2.0	≤ 2.8
		床置き型、機器体積>250L	≤ 2.0	≤ 2.0		
動作時 (待機時 + 印刷 時の合 計)	TVOC		≤ 10	≤ 18	≤ 39	≤ 55
	ベンゼン		< 0.05	< 0.05	≤ 0.2	≤ 0.3
	スチレン		≤ 1.0	≤ 1.8	≤ 4.7	≤ 6.6
	未同定の個別物質 VOC		≤ 0.9	≤ 0.9	≤ 2.0	≤ 2.8
	オゾン		≤ 1.5	≤ 3.0	≤ 7.8	≤ 11
	粉塵**		≤ 4.0	≤ 4.0	≤ 16	≤ 22

* 最大印字幅

** RAL-UZ171 Appendix S-M に従って検出される浮遊粒子状物質。

表 3-1. 放散試験の測定条件

種類	用紙	試験原稿
大判形式	A4 またはその製品で印刷できるフルサイズ	A4 原稿または、A4 試験をその製品で印刷できるフルサイズに拡大する

【証明方法】

試験結果を記載した証明書(試験所の要件も含む)を記載し提出すること(記入表 6)。なお、試験区分は RAL-UZ171 に従うこととする。

申込み時の提出が困難である場合、「実測値を記載した証明書をエコマーク使用契約締結までに提出すること、基準に適合しない場合、エコマーク使用契約締結をしない」旨を明記した念書を提出すること。

(21) 電子写真方式以外の機器(スキャナを除く)は、RAL-UZ171 に規定する測定方法により得られた値が、モノクロ機器の動作中、およびカラー機器のモノクロ動作中およびカラー動作中の有害物質の放散について表 4 を満たすこと。なお、大判形式に対応する機器の測定は表 3-1 に従うこと。

カラー機器でカラー動作時における放散速度がモノクロ基準値を満たす場合には、モノクロ動作時の測定を省略することができる。

なお、2014年4月以前に測定を実施した機器については、ブルーエンジェル RAL-UZ122 に従った試験結果も認めるものとする。

表 4. TVOC 等の放散に関する基準

			放散速度 (mg/h)			
			A3+以下*		A2 以上 A0+以下*	A0+超*
			モノクロ	カラー	モノクロ カラー	モノクロ カラー
待機時	TVOC	卓上型	≤ 1.0	≤ 1.0	≤ 2.0	≤ 2.8
		床置き型、機器体積>250L	≤ 2.0	≤ 2.0		
動作時	TVOC		≤ 10	≤ 18	≤ 39	≤ 55
(待機時+)		ベンゼン	< 0.05	< 0.05	≤ 0.2	≤ 0.3
印刷時の		スチレン	≤ 1.0	≤ 1.8	≤ 4.7	≤ 6.6
合計)		未同定の個別物質 VOC	≤ 0.9	≤ 0.9	≤ 2.0	≤ 2.8

* 最大印字幅

【証明方法】

試験結果を記載した証明書(試験所の要件も含む)を記載し提出すること(記入表 6)。なお、試験区分は RAL-UZ171 に従うこととする。

ただし、特殊な黒インクを使用する場合、もしくは黒インク用の特殊な機構をもつ場合でモノクロ動作時の有害物質の放散が、カラー動作時の値を超えることが予想もしくは想定されるときには、モノクロ動作時およびカラー動作時の試験結果を提出すること。

また、試験に用いるプリントパターンが RAL-UZ171 で規定するパターンを用いることができない機器においては、その機器に対応して調整されたパターンを用いてよいが、記入表 6 には説明を追記のうえ、試験に使用したパターンも提出すること。

申込み時の提出が困難である場合、「実測値を記載した証明書をエコマーク使用契約締結までに提出すること、基準に適合しない場合、エコマーク使用契約締結をしない」旨を明記した念書を提出すること。

※ エコマークでは、RAL-UZ171 対象外のインパクト方式等の機器を対象としているため、RAL-UZ171 に規定するプリントパターンを用いて試験を実施できないケースがあることが判明したため、証明方法に要件を追記した。

●No.132 「トナーカートリッジ Version2.0」

(No.142 「インクカートリッジ Version2.0」も同様に改定する)

(9) カートリッジを装填した機器は、RAL-UZ171 に規定する測定方法により得られた値が、モノクロ機器の動作中、およびカラー機器のモノクロ動作中およびカラー動作中の有害物質の放散について表 2 を満たすこと。なお、大判形式に対応する機器の測定は表 2-1 に従うこと。

カラー機器でカラー動作時における放散速度がモノクロ基準値を満たす場合には、白黒動作時の測定を省略することができる。なお、2014年4月以前に測定を実施した機器については、ブルーエンジェル RAL-UZ122 に従った試験結果も認めるものとする。

表 2. TVOC 等の放散に関する基準

			放散速度 (mg/h)			
			A3+以下*		A2 以上 A0+以下*	A0+超*
			モノクロ	カラー	モノクロ カラー	モノクロ カラー
待機時	TVOC	卓上型	≤ 1.0	≤ 1.0	≤ 2.0	≤ 2.8
		床置き型、機器体積>250L	≤ 2.0	≤ 2.0		
動作時 (待機時 +印刷 時の合 計)	TVOC		≤ 10	≤ 18	≤ 39	≤ 55
	ベンゼン		< 0.05	< 0.05	≤ 0.2	≤ 0.3
	スチレン		≤ 1.0	≤ 1.8	≤ 4.7	≤ 6.6
	未同定の個別物質 VOC		≤ 0.9	≤ 0.9	≤ 2.0	≤ 2.8
	オゾン		≤ 1.5	≤ 3.0	≤ 7.8	≤ 11
	粉塵**		≤ 4.0	≤ 4.0	≤ 16	≤ 22

* 最大印字幅

** RAL-UZ171 Appendix S-M に従って検出される浮遊粒子状物質。

表 2-1. 放散試験の測定条件

種類	用紙	試験原稿
大判形式	A4 またはその製品で印刷できるフルサイズ	A4 原稿または、A4 試験をその製品で印刷できるフルサイズに拡大する

【証明方法】

試験結果を記載した証明書(試験所の要件も含む)を記載し提出すること(記入表 5)。

申込み時の提出が困難である場合、「実測値を記載した証明書をエコマーク使用契約締結までに提出すること、基準に適合しない場合、エコマーク使用契約締結をしない」旨を明記した念書を提出すること。

なお、試験区分は RAL-UZ171 に従うが、申込カートリッジに適用されるを装填する機器が複数ある場合は、製品速度が最も高い機器に対して試験を実施することでもよい。

また、申込カートリッジに適用される機器が複数あり、適用する最大印字幅の区分が異なる場合には、単位時間あたりに片面プリントされる総面積が最大となる機器に対して試験を実施することでもよい。ただし、基準値は最大印字幅が最小の区分を適用する。

<付帯事項>

申込者が、申込カートリッジと、トナー構成成分などが同じカートリッジを用いた機器からの TVOC 等の放散(表 2)が、申込カートリッジと同等であることを、複数サンプルの試験結果により検証している場合には、エコマーク審査委員会が認める場合に限り、当該カートリッジの試験結果を提出することも可とする。

②機器の騒音に関する機器毎の要件の追加について

ファクシミリについては、RAL-UZ171 で対象となっていないため、エコマーク No.155 認定基準では、RAL-UZ171(または ISO7779[一致規格、JIS X7779])を準用して測定方法することとしていたが、ファクシミリ固有の要件を【機器毎の要件】として追加する。

【具体的な改定箇所】(赤線部分を追加、見え消し部分を削除)

● No.155 「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.0」

(31) 機器の騒音は、ブルーエンジェル RAL-UZ171(または ISO7779[一致規格、JIS X 7779])に規定する測定方法に従って得られた実測値に基づき、ISO9296[一致規格、JIS X 7778]の規定する「表示 A 特性音響パワーレベル $L_{WA,d}$ 」の値が、モノクロ動作中およびカラー機器のカラー動作中の各々について表 7 を満足すること。

なお、2014 年 4 月以前に測定を実施した機器については、ブルーエンジェル RAL-UZ122 に従った試験結果も認めるものとする。

表 7. 騒音に係る基準

マーキング技術	機器	表示 A 特性音響パワーレベル $L_{WA,d}$ (dB)	
		モノクロ	カラー
電子写真	複写機、プリンタ、ファクシミリ、およびそれらの複合機	$\leq 0.35 \times S_{mo} + 59$ かつ ≤ 75	パラレル機： $\leq 0.3 \times S_{co} + 61$ かつ ≤ 75 シリアル機： $S_{co} < 0.5 S_{mo}$ の機器は参考値提出
インパクト	プリンタ、ファクシミリ、およびそれらの複合機	≤ 72	—
インクジェット(大判形式以外)、高性能 IJ、感熱、染料昇華、固体インクまたは熱転写	プリンタ、ファクシミリ、およびそれらの複合機	$\leq 0.35 \times S_{mo} + 59$ かつ ≤ 75	$\leq 0.3 \times S_{co} + 61$ かつ ≤ 75
インクジェット(大判形式)	プリンタおよびその複合機	≤ 75	≤ 75
—	スキャナ	$\leq 0.35 \times S_{mo} + 59$ かつ ≤ 75	$\leq 0.3 \times S_{co} + 61$ かつ ≤ 75

S_{mo} : モノクロ複写/印刷時の複写/印刷/スキャン速度(枚/分)、 S_{co} : カラー複写/印刷/スキャン時の複写/印刷/スキャン速度(枚/分)

【機器毎の要件】

大判形式	印刷枚数(モノクロおよびカラー)は A4 判に換算してよいものとする(エナジースターによる)。 インクジェット方式の大判形式に対応する機器については、(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会規格 JBMS-74-2 に規定する測定方法に従うこと。
小判形式	印刷枚数(モノクロおよびカラー)は A4 換算してもよい。
スキャナ	ISO7779 および ECMA-74 に規定する測定方法に準じて実施すること。なお、上記で規定されていない事項は、工場出荷時設定および片面モードで実施すること。
<u>ファクシミリ</u>	<u>ISO7779 および ECMA-74 に規定する測定方法に準じて、ファクシミリの送信および受信モードのそれぞれで測定を実施すること。測定は通信相手機器として申込機種と同一機器を用い、工場出荷時設定で実施すること。</u> なお、ファクシミリ送信および受信モードの騒音レベルに差異がある場合には、

<p><u>L_{WA_d} が大きいモードのみを測定することでもよい。</u></p> <p><u>Smo および Sco には送信モードではスキャン速度、受信モードでは印刷速度を代入する。</u></p>

③その他の修正について

「色材」と「色剤」の用語の統一や、色材容器についてはトナー容器のみが記載されていたが、昨今上市されたインク容器について対応できるよう用語の定義等を一部補足・修正する。

【主な部分改定箇所】(赤線部分を追加、見え消し部分を削除)

No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.0」

(a) 色材と色剤等の用語の統一

<部分改定箇所の例>

3. 用語の定義

インクジェット (IJ : Ink Jet)	小滴の色 剤材 を印刷媒体にマトリックス方式で直接付着させることを特徴とするマーキング技術。本商品類型ではカラーIJ製品は、一度に2つ以上の明確に異なる色 剤材 を提供するものをいい、モノクロIJ製品は、一度に1つの色 剤材 を提供するものをいう。本定義には、圧電(PE:Piezo-electric)IJ、IJ昇華、および熱IJが含まれる。本定義には高性能IJは含まれない。
---------------------------	---

(b) 色材容器として、インク容器の扱いの明確化

基準策定当時は、色材容器としてはトナー容器のみを記載したが、昨今インク容器も上市されている状況にあるため、取り扱いを明確化した。

<部分改定箇所の例>

3. 用語の定義

色材容器	トナー(トナーボトル) <u>またはインク</u> 等の色材を入れる貯蔵容器。
------	--

4-1-1 省資源と資源循環

- (5)トナーカートリッジ、インクカートリッジ、トナー容器またはインク 容器カートリッジ は、回収のシステムがあること。なお、トナー容器またはインク容器が容器包装リサイクル法対象の場合はこの限りではない。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。および~~トナー容器~~、トナー/インクカートリッジ、トナー/インク容器の回収システムの説明文書を提出すること。

- (7)回収したトナーカートリッジ、~~トナー容器~~またはインクカートリッジ、トナー容器またはインク容器の再資源化率が回収した使用済製品全体の質量(トナー/インクを除く)に対して、95%以上であること。回収したトナー/インクカートリッジ、~~トナー容器~~またはトナー/インク 容器カートリッジの再資源化できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。なお、トナー容器またはインク容器が容器包装リサイクル法対象の場合はこの限りではない。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。および、再資源化率および再資源化できない部分についての処理・処分の体制が整備されていること(処理能力、処理内容など)の説明文書を提出すること(記入表 4)。

D-3 (有害物質の制限とコントロール)

本項目では以下の点が検討された。

(2) 機器からの揮発性有機化合物(VOC)等の放散が少ないこと

(2)機器から放散される総揮発性有機化合物は、室内環境汚染によるヒト健康などへの影響が懸念されるため基準項目を設定した。[認定基準 4-1-3.(19)、(21)の策定]

<途中省略>

本認定基準の策定にあたっては、海外環境ラベル機関との相互認証を念頭に、原則としてブルーエンジェル基準と基準値や測定方法の整合を図った。なお、Version2基準との変更点やブルーエンジェル基準との相違点は以下の通りである。

<途中省略>

- ・大判機もしくは高速機については、Version2 基準では測定結果の報告をすることを要件としていたが、実際に認定審査時に提出された結果を確認すると、複数社の機器が標準形式の基準値を満たしていることが事務局から報告された。報告値に放散速度が大きいものがある場合にはエコマーク商品として問題があるのではないかとの意見があり、最終的には数値基準を設定することとした。

ブルーエンジェルの基準値は機器の製品速度によらず決められており、高速機では試験方法として定められた稼働時間で複写/印刷したのちに、室内空気を捕捉してTVOC 等を算出することになっている。そのため、機器の仕事量で評価すべきとの意見があったが、仕事量の目安となる製品速度毎の平均月間印刷枚数等の統計データ等は入手することができなかった。そこで、直近 2 年間で認定された全ての大判機、高速機(70ipm 超)の適合率、ブルーエンジェル基準値の設定根拠、標準形式の機器との相対的な比較などを含め総合的に検討した。ブルーエンジェルの基準値は、ドイツ、欧州または WHO などの規制や指針値を勘案したうえで、多くの機器の試験データに基づき実現可能な範囲で TVOC 等の放散の低減を図る目的で設定されたものであり、使用時のリスク評価に基づいて設定されたものではないとの指摘があった。また、基準値への仕事量の考慮についてはブルーエンジェルの基準値設定根拠の報告書¹では、印刷速度と TVOC 放散速度には比例関係は見いだせないと結論づけられているため、現時点では仕事量の係数は入れずにブルーエンジェルの標準形式の基準値を準用した。また、A3+を超える大判機についてはブルーエンジェルでは対象としていないが、エコマークでは認定基準を満たすことができる機器については申込可能とすることとした。

なお、次回の基準の見直しの際には、リスク評価や直近のデータをもとに再検討することとする。また、大判機や高速機における基準値と試験方法に関しては、Version2 の有効期限までに、リスク評価の概念、および使用実績等の統計データ、ブルーエンジェル基準との相関等が考慮された妥当な提案があった場合には、基準を部分的に改定することも含め再度検討する **こととし基準を制定した。また今後、ブル**

¹ <http://www.umweltbundesamt.de/sites/default/files/medien/publikation/long/3807.pdf>

＝エンジェルとの相互認証の協議を進める中で、試験方法や基準値の設定に関して意見交換を行い、相互理解を深めるとともに、大判機や高速機の取扱いについても情報収集に努める。なお、大判機、高速機については、Version2 基準は 2017 年 4 月 30 日まで有効期限を設けているため、それまでの期間は Version2 基準での申し込みが可能である。

その後、大判機については、ブルーエンジェル RAL-UZ171 の基準値設定の考え方をベースに、業界団体・事業者で行われた大判機の使用状況の調査結果をもとに設定の検討が進められた。RAL-UZ171 では、各物質について目標とする空気中の濃度をもとに次式を用いて基準値が設定されているため、大判機については、機器の平均的なサイズからプリントに必要な最小限の部屋の容積を設定した。

$$\text{基準値} = \frac{C \times V \times n}{F} \times \frac{1}{1000}$$

C：目標とする空気中の濃度 [$\mu\text{g}/\text{m}^3$]

V：想定使用条件 部屋の容積 [m^3]

n：想定使用条件 部屋の換気率 [h^{-1}]

F：想定使用条件 機器の稼働率 [-] (待機時は 1 とする)

目標とする空気中の濃度(C)は、ブルーエンジェルの基準設定根拠資料に記載された数値を使用した(表 7)。これらは、ドイツ連邦環境庁の室内空気質ガイドラインなどで規定されるガイドライン値等をもとに、室内に存在する様々な機器や建材などの存在も考慮されて数値が決定されたものである。

表 7. ブルーエンジェルで基準値設定根拠とされる空気中の濃度

化合物	C [$\mu\text{g}/\text{m}^3$]
TVOC	100
ベンゼン	0.5
スチレン	12
オゾン	20
粉塵	40

部屋の容積(V)の設定要件としては、日本の労働安全衛生規則の第 600 条では「労働者一人について、10 立方メートル以上としなければならない」と規定されている他には規定がないため、一般住宅等で用いられる建築基準法施行令を参考に、最も厳しい条件として最低限の部屋の高さ(2.1m)および換気率($n=0.5\text{h}^{-1}$)を決定した。また、部屋の面積は、機器の平均的な設置サイズ、作業机および通路等の最低限の作業スペースを想定して 2 区分に設定した。機器の稼働率(F)は、各社の半年から 2 年程度の実使用データをもとに最も厳しい条件を用いて、稼働時間(1 カ月 20 日、1 日あたり 8 時間)で除して設定した。標準形式の機器ではモノクロ/カラーの機器の稼働率が異なるが、大判機では違いがみられないため、モノクロ/カラーとも 0.05 と設定した。基準設定に用いた想定使用条件を下表 8 に示す。大判機の基準値は、これらの数値を用いて RAL-UZ171 の算定式により決定し、2016 年 4 月 1 日に部分改定を実施した。

表 8. 想定使用条件

最大印字幅	部屋の容積 V [m ³]	部屋の換気率 n[h ⁻¹]	機器の稼働率 F[-] モノクロ/カラー
<u>A3+以下</u> (RAL-UZ171 で規定しているもの)	<u>17.4</u>	<u>0.5</u>	<u>0.1 / 0.05</u>
<u>A2 以上 A0+以下</u>	<u>39.2</u>	<u>0.5</u>	<u>0.05 / 0.05</u>
<u>A0+超</u>	<u>55.3</u>	<u>0.5</u>	<u>0.05 / 0.05</u>

・高速機のうち・・・(以下、省略)

以上